2 4 食産第 7 4 1 号 平成 2 4 年 5 月 1 4 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長 農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

韓国向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号)及び「韓国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月29日付23国際第130号)等により、輸入規制措置の内容をお知らせしておりますが、今般、韓国政府は、我が国の国内措置の変更を受けて、輸入規制措置を下記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更された点

・輸入停止措置の対象となる品目に「茨城県産のウナギ」(5月7日)、「栃木県産のウグイ」(5月7日)、「宮城県産のこしあぶら」(5月8日)及び「栃木県産のぜんまい」(5月8日)を追加。

2. 輸入停止措置の対象 (新旧対照表)

(変更後)

対象県	品 目	
岩手県	きのこ類、マダラ	
福島県 ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、き		
	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、	
	ぜんまい、コウナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、	
	飼料、	
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、 こしあぶら、 スズキ、ウグイ、ヤ	
	マメ、マダラ	
群馬県	ほうれんそう、かきな、茶、ヤマメ、飼料	
栃木県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、たらのめ、たけのこ、くさそ	
	てつ、さんしょう、こしあぶら、 ぜんまい、ウグイ、 飼料	
茨城県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原	
	乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、 ウナギ、	
	飼料	
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、きのこ類、たけのこ、茶	
	※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。	
神奈川県	茶	

(変更前)

対象県	品 目		
岩手県	きのこ類、マダラ		
福島県	ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、米、原		
	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、		
	ぜんまい、コウナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、		
	飼料、		
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ		
群馬県	ほうれんそう、かきな、茶、ヤマメ、飼料		
栃木県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、たらのめ、たけのこ、くさそ		
	てつ、さんしょう、こしあぶら、飼料		
茨城県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原		
	乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、飼料		
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、きのこ類、たけのこ、茶		
	※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。		
神奈川県	茶		

3. 韓国政府が要求する輸出証明書の概要

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工された全ての食品	収穫、加工の時期
2	13 都県(福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、 山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、東京及び静 岡)で収穫、加工された全ての食品(輸入停止 措置の対象を除く。)	韓国の放射性物質基準 に適合すること
3	13 都県以外で収穫、加工した全ての食品	収穫、加工をした道府 県

(参考) 韓国の放射性物質基準

(Bq/kg, L)

核 種	対象食品	基準値
ヨウ素 (¹³¹ I)	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品	300
セシウム	牛乳	F O
$(^{134}C_S + ^{137}C_S)$	乳児用食品	50
	飲料水	10
	一般食品	100